



司法書士 かごしま

会報 No.108

「のぞいてみて下さい」

サイトマップ | 個人情報保護方針



鹿児島県司法書士会

背景色の色

白 黒 青 黄

A A 文字サイズ変更 小 中 大

会員専用

トップページ

司法書士の業務

司法書士検索

相談会のご案内

法律教室

鹿児島県司法書士会について

サイト内検索

相続手続が変わります。

平成29年5月29日より
「法定相続情報証明制度」が始まりました。

詳しくはコチラ >

相談会のご案内 >

司法書士検索 >

法律教室 >

お困りごとに話し合いで解決
鹿児島県司法書士会調停センター

新着情報

全ての一覧を見る >

[2018/01/29] 相談会のご案内 【南大隅相談センター】2月の相談日をお知らせします。

[2018/01/26] 相談会のご案内 【薩摩川内市】2月8日(木)、23日(金)に相談会を開催します。

[2018/01/25] 相談会のご案内 【鹿児島市役所・支所】2月の登記相談日をお知らせします。

[2018/01/23] 相談会のご案内 【阿久根市】2月21日(水)に相談会を開催します。

[2018/01/23] 相談会のご案内 【出水市】2月15日(木)に相談会を開催します。

司法書士の業務 こんな時、司法書士にご相談ください ☺



家・土地について >

遺言・相続について >

成年後見制度について >

借金問題について >

会社について >

裁判について >

その他業務について >

日本司法書士会連合会
Japan Federation of Notary Lawyer's Associations

日本司法支援センター
法テラス

かねむらパート
福岡紛争解決サービス

公益社団法人 成年後見センター
リーガルサポート

鹿児島県司法書士会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階
(日本赤十字社と鹿児島地方法務局の間)

TEL : 099-256-0335 FAX : 099-250-0463

司法書士の業務

司法書士検索

相談会のご案内

鹿児島県司法書士会について

司法書士倫理

民事法律扶助制度

リンク集

司法書士に対する苦情について

KAGOSHIMA No. 108

| | | | |
|--------|----------------------------|--------|----|
| 新年のご挨拶 | 鹿児島県司法書士会会長 | 上前田 和英 | 1 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島地方法務局長 | 椋野 浩文 | 3 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島地方・家庭裁判所長 | 松井 英隆 | 5 |
| 新年のご挨拶 | 日本司法支援センター(法テラス)鹿児島地方事務所所長 | 鳥丸 真人 | 7 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島地方検察庁検事正 | 古谷伸彦 | 9 |
| 新年のご挨拶 | 鹿児島県土地家屋調査士会会长 | 宮脇謙舟 | 11 |

関係団体 新年のご挨拶

| | | |
|---------------------------------|-------|----|
| 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部支部長 | 内田大介 | 12 |
| 一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会理事長 | 安田雅朗 | 13 |
| 鹿児島県司法書士政治連盟会長 | 喜山修三 | 15 |
| 鹿児島県青年司法書士会会长 | 坂本秀一郎 | 17 |

「年男・年女」アンケート

| | | |
|---------|-------|----|
| 牧 佐嘉英 | 熊毛支部 | 18 |
| 竹之内 信一 | 鹿児島支部 | 19 |
| 新 村 明俊 | 鹿児島支部 | 20 |
| 尾 篠 伸 幸 | 出水支部 | 21 |
| 田 畑 剛 俊 | 大島支部 | 22 |
| 橋 口 文 尚 | 鹿児島支部 | 23 |
| 岩 屋 真理恵 | 鹿児島支部 | 23 |
| 石 塚 健 太 | 鹿児島支部 | 24 |
| 重 野 巨 樹 | 霧島支部 | 25 |
| 松 元 奈緒美 | 鹿児島支部 | 26 |
| 中 村 祐 貴 | 鹿児島支部 | 26 |
| 堂 免 公 大 | 川内支部 | 27 |
| 宮 原 慎 吾 | 鹿児島支部 | 28 |

特別寄稿

九州ブロック青年司法書士連絡協議会ソフトボール大会・定時総会・研修会に参加して

鹿屋支部 杉木悠太 30

委員会だより～法教育推進委員会～ 32

事務局新入職員紹介

中 村 智 美 34

新入会員紹介

中 村 健 二 南薩支部 34

上 村 華 代 鹿児島支部 35

大川内 琢 爾 出水支部 35

田 中 朗 霧島支部 36



新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会長 上前田 和英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年の10月2日に第4次安倍改造内閣が発足し、政府は、経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等を図るべく推し進めてきているものの、その結果が思うように出ていない現状の中、本年10月には消費税が10%へ引き上げられる予定となっており、まだまだ地方においては景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況での増税が、今後どのような方向に進んでいくのか危惧するところであります。

さて、私が3期目の会長に就任して、任期満了まで残すところあと半年足らずとなっていましたが、会務執行につきまして、なかなか会員の皆様方の満足を得られていない点が多くあると思われます。残された時間において、執行部一同自覚と責任を持って事業執行にあたっていく所存ですので、皆様方のご理解ご協力の程お願いいいたします。

本年も、司法書士界においては、「司法書士法改正の実現」「空き家対策」「所有者不明土地対策」「オンライン申請資格者代理人方式の導入」「相続人調査業務に関する相続登記推進業務」「研修の義務化への対応」等さまざまな課題等が山積されている状態であります。その中で、司法書士法改正については、法務省との協議等が最終段階に来ている状況の中、次の改正項目について、本年開催の通常国会へ提出するべく準備している状況と聞き及んでおります。

1. 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること。
2. 懲戒処分権者を法務大臣にすること。
3. 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること。
4. 懲戒処分に關係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと。

5．一人司法書士法人に関する規定を設けること。

今後も、司法書士法改正についての動向につきましては、会長会等での情報を入手でき次第、皆様方にお知らせして行きたいと考えます。

また、昨年の定時総会は、全員参加制による2回目の総会でしたが、100名の会員の出席をいただきました。ちなみに、一昨年の総会は130名の会員の出席をいただきました。本年も多くの方々が出席し、さまざまなご意見ご要望等を執行部に対して伝えていただくよう執行部一同努力してまいりますので、是非とも5月25日に開催されます平成31年度定時総会へ出席くださるようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 棕野浩文

新年、あけましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様方には、お健やかに新年を迎えたことと、心からお喜び申し上げます。

旧年中は、貴会及び会員の皆様方から、登記・供託制度の充実・発展と法務局の業務の適正かつ円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月、社会問題化している所有者不明土地問題の解消のための「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行されました。その関連事業として、長期相続登記等未了土地の解消作業が実施されており、当局では、受託事業者である一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会において、鋭意進められているところです。また、相続登記における登録免許税の免除に関する租税特別措置法の一部改正が行われるなど、今後も相続登記の促進に向けた取組を確実に実施していく必要がありますので、会員の皆様方におかれでは、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いします。

一方、平成29年5月に導入された「法定相続情報証明制度」の当局管内の利用は、毎月一定程度の利用があるものの、低迷している状況にあります。本制度は、相続人の相続手続の負担を軽減し、相続登記等を促進することを目的として創設されており、会員の皆様方の積極的な利用をお願いします。

また、当局におけるオンライン申請の利用率は、会員の皆様方の御協力により徐々に増加しております。当局としては、利用者の利便性の向上及び効率的な事務処理を推進していくために、今後も更なるオンライン申請の利用促進に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力ををお願いします。

このほかにも、平成29年5月に民法（債権関係）の一部を改正する法律が、平成30年7月には民法（相続関係）の一部を改正する法律及び法務局における自筆証書に係る遺言書の保管等に関する法律が、それぞれ成立し、また、現在、登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会において、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題について、主に民事基本法制からその論点や考え方等が検討されているなど、法務行政を取り巻く状況は大きな変革期を迎えていくといえます。

これらの改正等は、いずれも皆様方の業務に直接影響するものであり、今後、様々な施策を円滑かつ確実に進めていくためには、貴会と法務局との緊密な連携、協力が不可欠でありますので、引き続き、登記行政の適正・円滑な運営について、御理解と御協力を賜りますようお願いします。

終わりに、会員の皆様には、国民の身近な法律専門家としてなお一層御活躍されることを御期待申し上げるとともに、鹿児島県司法書士会のますますの御発展と会員の皆様方の御多幸を祈念しまして、新年の挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方・家庭裁判所長 松井英隆

新年明けましておめでとうございます。鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、清々しい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年も、裁判所の業務の運営につき格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

さて、昨年の当地における事件動向を見ますと、管内簡易裁判所における民事訴訟事件は、訴訟事件全体では、ほぼ横ばいですが、交通損害賠償事件は増加が続いている状況にあります。また、民事調停事件については、一昨年は、全国的には減少が続く中、当庁管内では、新受件数がやや増加に転じたかに見えましたが、昨年はその前の水準に復するものと見込まれます。ご承知のとおり、調停手続には、法律だけにとらわれず、当事者の合意により実情にあった柔軟な解決が図れるし、手續が簡易で、秘密も守られる、費用も、民事訴訟に比べ低廉であるなどの多くの特徴があります。また、調停が成立するか、調停に代わる決定について異議申立てがなく確定した事件の割合も、6割を超える高い水準にあります。その活用が期待されるところです。

また、本年5月に制度施行から10年を迎える裁判員裁判事件についてですが、鹿児島では、これまでに150件近くの審理が行われています。これまでのところ、概ね安定的に運営されているとの評価をいただいているものと思います。

家庭裁判所では、子の監護を巡る調停・審判事件など、当事者間の価値観や感情の対立が激しく解決が困難な事件も増えています。施行されて6年が経過した家事事件手続法のもと、運営改善を進めていきたいと考えています。成年後見制度については、今後も更に利用促進が図られ、国民の期待はますます高まっていくものと思われます。成年後見制度利用促進基本計画に基づき進められている地域連携ネットワークの整備等の取組においても、基本計画の中間年である本年には、地方自治体における取組が加速することが見込まれます。そのため、裁判所としては、福祉行政を担う市町村やそれを支援する県、更には法律や福祉について専門的な知見を有する専門職団体とも連携し、適切な役割分担を図りながら、在るべき運用の実現に向けて取組を進めていく必要があると考えています。また、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が一部の規定を除いて昨年11月15日から施行され、所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合には、市町村長等が家裁に対し財産管理人の選任等を請求することが可能となる制度が創設されました。弁護士や司法書士などの専門職の財産管理人の選任にも関係してくるとこ

ろから、市町村長等による申立ての動向等を注視していきたいと思います。

さらに、来年4月には改正債権法も施行されます。また、裁判手続のIT化も検討課題となっています。裁判所を取り巻く情勢が大きく変化する中、国民の権利を保護し、適正な法的紛争解決を通じて法の支配を実現・確保するという裁判所の不变の使命を果たしていくためには、司法書士をはじめとする専門職との連携を図りつつ、種々の取組を進めていく必要があります。鹿児島県司法書士会の皆様には、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いします。

年頭に当たり、鹿児島県司法書士会の更なるご発展と会員の皆様のますますのご健勝、ご多幸をお祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥 丸 真 人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

上前田会長をはじめ会員の皆様には、書類作成援助や法律相談援助をはじめ、審査にまで、法テラスの業務にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。また、児玉副所長には、執行部の円滑な運営にご尽力いただき、鹿児島地方事務所も無事に業務を遂行でき、大変心強く感じているところです。

法テラス本部では、これまでと異なり、非法曹（元消費者庁長官）から理事長を迎える、陣容が一変しました。関係機関との連携が不可欠なので、宣伝活動に顔の広い理事も加わりました。昨年夏に新卒公務員で生活保護のケースワーカーを主人公（吉岡里帆主演）にした「健康で文化的な最低限度の生活」というドラマ（略して健活）がありました。その第1回目が債務整理問題などを抱える男性の健活に向けたストーリーで、主人公が男性に「法テラスに相談に行ってください」と説得する場面が何度も出てきて、セリフで法テラスの宣伝が効果的になされていたのは驚きました。これはその理事の影響力のようです。鹿児島地方事務所でも、事務所の規模にしては多くの職員の異動が昨年中にあり、新しい布陣になりました。執行部だけ変化はありませんが、進歩もないのではないかと危惧しています。

公共機関が働きかけていくアウトリーチの手法により、認知機能が十分でなく自発的に援助を申し出ることが困難な人に対して法律相談を実施する制度が始まっています。しかし、利用率が上がらないので、本部でも認知度アップに苦心しています。ただこれを裏返せば、アウトリーチの手法を除いてすでに司法書士会や弁護士会でも高齢者・障がい者に対する法律相談の制度を設けて取り組んできましたので、むしろこちらを評価していいこともあります。DV・ストーカーの被害者に対する法律相談にしても同様であり、これまでの仕組みで対応できていると思います。深刻で急を要するケースでは、一般の人はやはり警察等に真っ先に相談にいき、法律家に繋がります。

自治体あるいは自治会で司法書士会や弁護士会をはじめ法律問題に関する士業の果たす役割が期待されて久しく、経済的基盤に対する不安が消えない中で、司法書士会の皆様も営業活動以

外の公益活動が広がっているのではないかでしょうか。私もある自治体で非常にめずらしい審議会のメンバーになり、貴重な経験をしました。不安や閉塞感に苛まれながら問題を抱えている地域社会の実情が垣間見えたところです。

地域社会で住民の相談相手になっていたのは身近な存在である司法書士であり、日々の業務を通して地域に根ざした活動を実践してこられました。地域の住民に親しまれてきた司法書士の皆様には、これからも法テラスにご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捶

鹿児島地方検察庁検事正 古 谷 伸 彦

鹿児島地方検察庁検事正の古谷伸彦でございます。

新しい年を迎へ、一言、御挨拶を差し上げます。

私は、昨年10月30日付で現職を拝命し、「おはら祭り」夜祭り当日の11月2日、当地に赴任しました。その日は、当たり前のことながら、街中が夜遅くまで多くの人々でにぎわっており、新参者でありながら、気分が高揚いたしました。着任後も、明治維新150周年という節目に加え、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映等も手伝ってか、鹿児島県全体が、他の都道府県に比べて活力に満ち、勢いづいているように感じました。着任以来、当地での生活を満喫しつつ、日々の執務に当たっております。

さて、私は、平成3年4月の検事任官以来、捜査、公判等刑事事件の現場だけでなく、いわゆる民事系の職場で働く機会にも恵まれ、平成19年4月から平成21年3月までは札幌法務局訟務部長、平成21年7月から平成24年3月までは法務省民事局民事第一課長をしておりました。なお、訟務部は国の代理人として行政訴訟、国賠訴訟等を担当する部署ですし、民事第一課は戸籍、国籍（帰化等）、成年後見登記等を担当する部署です。

訟務部長の頃には、法務局職員が不動産登記、筆界特定、供託等の現場で日々頑張っている姿や司法書士の先生が各種申請手続等の代理をなさっていた姿を幾度となく目にしておりましたし、法務局長が司法書士に対して懲戒処分を行う際の事前の手伝いをさせていただいたりしました。また、民事第一課長の頃には、司法書士試験委員を併任しておりましたので、司法書士を志す受験生の尊い努力を肌で感じていました。

このように、私は、司法書士になろうとする人、司法書士になった人、司法書士ではなくくなってしまいそうな人、という司法書士の始まりから終わりまで様々な局面の人たちを近くに感じる立場にいたためか、司法書士の皆様にはある種の思い入れを抱いております。

司法書士という職業は、ちまたでは、「市井の法律家」、「身近な暮らしの中の法律家」などと呼ばれることがあるようですが、やはり、良い意味で、日常の生活に最も身近なところで起る民事・刑事の事案に携わる法律家ということで間違いないと思います。だからこそ、司法書士の皆様は、社会の誰からも頼りにされ、慕われ得る、法律家としては、非常に貴重な存在であると言つて過言でないと、私は考えております。

社会には、法的な支援を必要としながらも、物的・人的資源の不足によって法的な支援を受けることができない方々や、法的な支援を求めるなどをためらい苦しんでいる方々が、まだまだたくさんいらっしゃいます。そのような方々にとって、司法書士の皆様の存在こそが、最初あるいは最後の頼みの綱となるはずです。仮に、そのような方々が刑事事件の被害等で困っていらっしゃるのであれば、親身になって相談に乗っていただき、事案によっては、告訴状等を検察庁に提出するなどしていただければ幸いです。

私が言うのは不遜ですが、同じく法律事務に携わる専門家の一人として、鹿児島県司法書士会の皆様には、司法書士になるまでの法務事務官としての激務・苦労や受験時代の焦燥感・閉塞感、そして、晴れて司法書士として社会に貢献できる立場となった際の使命感・達成感を決して忘れず、これからも、各種施策の推進を通じ、鹿児島の社会で生活する人々に寄り添う温かい存在であり続けていただけるものと信じております。

最後となりましたが、本年も、鹿児島県司法書士会の皆様が、ますます御発展なさり、更に御活躍なさることをお祈りするとともに、鹿児島県全体が、より元気に、より盛り上がっていくことを心より願いまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。





新 年 の ご 挨 捭

鹿児島県土地家屋調査士会
会長 宮脇謙舟

あけましておめでとうございます。新しい年を迎えるにあたり、司法書士会の先生方におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお喜び申し上げます。

鹿児島県土地家屋調査士会のご報告をさせていただきます。

本会の境界問題相談センターがごしまは、平成30年12月3日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に規定された法務大臣の認証を取得致しました。認証を受けた事により手続きが法律で保証される事となり、今まで以上に多くの県民の皆様のお役に立てるものと期待をしています。2月22日に記念シンポジウムを開催いたします。司法書士会様にもご協力頂く予定です、宜しくお願ひ致します。

平成30年6月6日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立致しました。「所有者不明の」土地を使える、所有者を調べられる、土地を管理出来る、まさに我々土地家屋調査士と司法書士の先生方でなければ対応出来得ない内容であり、私達が益々社会から必要とされてくるものと確信しています。

社会との関わりにつきまして、県会として「登記困難・防災委員会」を立ち上げました。本年度の土地家屋調査士会連合会の事業方針におきましても「起こりうる自然災害等に迅速、的確、適正に対応できるよう「事前復興」「早期の災害復興」に貢献するための活動を持続する」とはじめに位置づけています。

境界紛争や所有者不明、相続未了等により登記が出来ない為に公共事業、特に防災に関する事業が滞ってしまう事案があります。その様な場合に私達が積極的に登記を処理する提案を行っていこうと計画しています。

狭隘道路の問題もあります。災害が発生しても消防車や救急車が通ることが出来ない道路が鹿児島にも多数存在しています。自治体や住民の方々と一緒にになって狭隘道路の解消へも取り組んでまいります。権利部に関係する事案も多々あろうかと思われます。その時には司法書士の先生方のご協力を願い致します。

結びに、鹿児島県司法書士会の益々のご発展と、会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。



新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部支部長 内田大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年は内閣府の定めた『成年後見制度利用促進基本計画』の工程表の3年目に当たる年です。

2年目までに調査・検討を終え、3年目以降は「実施」「整備」「改善」「さらなる構築」にシフトしていくこととなっています。厚生労働省は昨年11月から全市区町村を対象にした実態調査に乗り出しており、各市町村担当部署にかかる重圧は並々ならぬものと思料します。中核機関設置に向けての足掛かりとして、昨年10月に鹿児島市において成年後見センターが開設され話題となりました。当法人を含め、関係諸団体の支援のもと、このようなセンターが運営始動したことは誠に喜ばしく、市民への相談対応やさらなる利用支援が図れる体制づくりに向けて、我々も微力ながら協力してまいりたいと思います。

昨年は県、各市町村の高齢者福祉課・障害者福祉課、家庭裁判所、社会福祉協議会、関連団体の方々と本当にたくさんの会議・打合せを持つ機会に恵まれ、いろいろな話をし、意見を拝聴することができました。問題点を相互に理解し合うというプロセスを経て、本年が本格的な策定協議の段階となります。当法人としましては会員の方々のご理解・ご協力をもとにでき得る限りの力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、当支部の現在の状況は、会員数138名（法人会員1件）で増減はありません。対外向けに実施している事業としましては、①市町村その他団体向け出張説明会・講演会、②高齢者・障がい者のための無料出張相談、③金融機関との取次サービスを実施しております。特に②の事業は利用件数が年々増加しており、福祉医療との連携に寄与しています。本年は成年後見制度施行及びリーガルサポート設立20周年ということで、当支部主催の市民向け公開シンポジウムを開催いたします。高齢者あるいは障がい者を取り巻く諸問題を浮き彫りにし、そこで成年後見制度が果たすべき役割を今一度確認したうえで、今後の課題やその解消に向けての方策を皆様と一緒に考える機会となればと思います。

末筆ながら、会員の皆様及び関連諸団体のご多幸とますますのご活躍・ご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新 年 の ご 挨 捭

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、公嘱協会におきましては、昨年度はまとまった登記の依頼があり、目標額を大きく上回りましたが、今年度はまた例年どおり厳しい状況が続いています。公共事業の予算が減少することにより、当協会への発注を抑制するといった様子も見受けられます。

そのような状況の中、本会から法務局の相続調査業務（長期相続登記等未了土地解消作業）について公嘱協会で受託して欲しいとの要請を受け、当協会としましても、公嘱協会が積極的に受託すべき業務であると考え、法務局と協議を重ねてまいりました。結果として、調査件数及び調査費用ともに要望に沿わない条件での契約となり、誠に遺憾ではございますが、契約した以上はきちんととした形で成果を認められるよう、会員の皆様にご協力をお願いした次第です。無理なお願いにもかかわらず、多くの会員の皆様にご協力いただき大変感謝しております。この事業は、来年度も継続して行われることと思われます。今年度の成果を踏まえ、改めるべき点は要望してまいりますので、大変ご面倒おかげしますが、引き続きご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

法務局の相続調査業務は、全都道府県で行われています。公嘱協会が解散した県では、司法書士会が中心となり受託団を整えられたとのことで、非常に苦慮されていると思われます。このことにより、改めて公嘱協会の必要性を感じています。

自治体からの登記の依頼件数は減少していますが、複雑な事案の相談や依頼は寄せられています。自治体には公嘱協会の職能を活かせる案件が山積していると思われます。当協会の維持、発展につながるよう、各自治体に対し、当協会の積極的な活用をお願いしているところです。

鹿児島県においては、これまでの働きかけにより、相続調査や不在者財産管理人選任申立等の依頼を継続して受けています。今後も積極的に当協会を活用していただくよう、県議会議員顧問の先生方のお力添えをいただき、関係部署に対し要望しています。

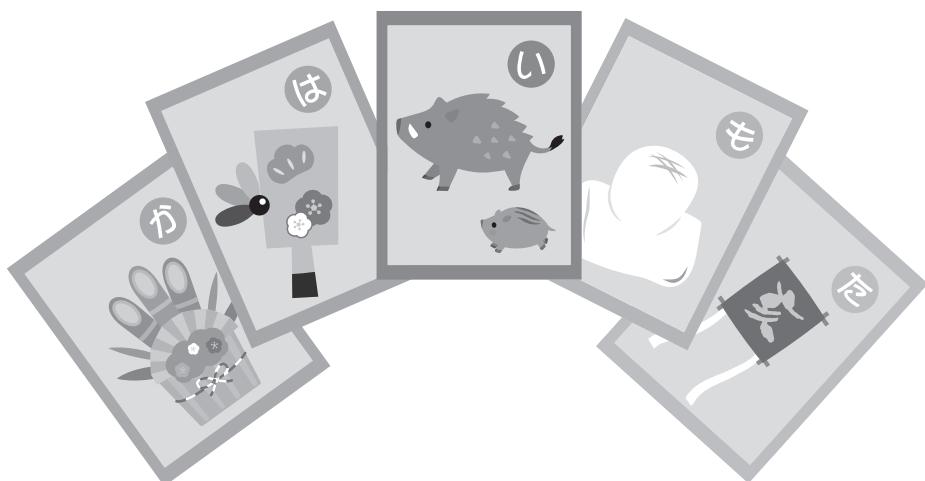
鹿児島市においては、予算の都合等により当協会への発注が減少してきておりますので、市議会議員顧問の先生方にも引き続きご協力いただき、当協会の継続的な活用をお願いしています。

その他各市町村に対しては、研修会や相談会の案内を行い、当協会の周知を図っています。今

後も継続的に働きかけ、困難事案の掘り起こしに努めたいと考えます。

会員の皆様におかれましては、自治体から公囑案件について相談が寄せられましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願いいたします。また、総会の開催に合わせて業務研修会を開催しています。多くの会員の皆様と意見交換を行い、より良い協会運営に努めたいと考えますので、積極的な関与を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟

会長 喜山修三

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様方をはじめ、関係機関及び各種団体の皆様そして、縁あって本会報を手に取られた皆様、健やかな新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平成30年は、「西日本豪雨」「北海道胆振東部地震」や度重なる大型で強い台風の襲来など自然災害の多い年でした。平成という元号は、中国の古典に由来するもので、「国内外、天地とも平和が達成される」という意味であると、ウィキペディアに記載されています。平成の時代、確かに日本では人々の努力により昭和のような悲惨な戦争は起きましたが、多くの自然災害が発生しました。人類の努力で自然災害を防ぐことはできませんが、できるだけ自然災害が起こりにくい環境を作ること、そして起きた災害の被害を最小限にとどめることはできると思います。

さて、政治連盟の活動におきましては、国会議員選挙や地方議員の選挙もなく、目立った活動はできませんでしたが、顧問団の先生方との勉強会や情報交換会等、地道ではありますが実りのある活動ができたと考えます。

ところで、平成16年の不動産登記法の改正は、我々の登記実務に大きな影響を与えた。その代表として、当事者出頭主義の廃止とオンライン申請があります。当事者出頭主義が採られている理由としては、受付順位の保持と即日に補正をするためと説明されていました。即日補正是数十年前から有名無実化しており、受付の順位を保持するためにわざわざ申請人かその代理人が法務局に足を運ばないといけないというのは、いかにも効率が悪いと誰もが考えていたのではないでしょうか。その改正に、百年以上もかかったわけですから、立法府の怠慢とも言えるかも知れませんが、我々司法書士も、もっと声を上げるべきだったのではないかと、今になって思うようになりました。

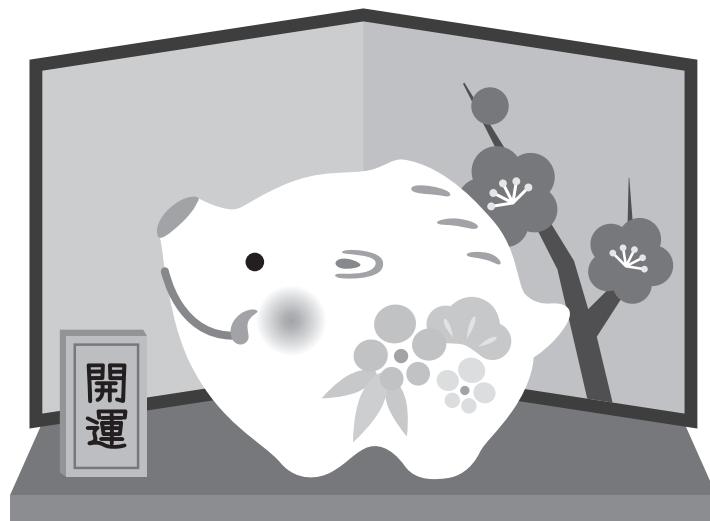
まだその詳細は知らされていませんが、現在法務省で検討されている「資格者代理人方式」は極めて画期的な方式だと聞いています。すなわち委任状や印鑑証明書などの添付書類について、資格者代理人が原資料を確認し、電子署名を付したPDFに関しては、法務局が原本を受領することなく登記を受理するという制度です。これは、資格者代理人の提供したPDFを添付情報として

認めたものであり、また現在の添付書面の特例方式ではいつまでも完全オンライン化に移行することができず、このままでは国際競争力につけることができないとの判断によるものだと考えます。

その昔、産業革命はイギリスで起こりましたが、「情報革命」は世界中で起こっています。ITや司法書士制度が飛躍的に進歩していく時代には、私たち司法書士も様々な分野の研鑽が必要になります。研鑽を重ね日々の業務を真面目に行うことによって国民の信頼を得ることができます。

私たち政治連盟は、今後も鹿児島県司法書士会をはじめ、司法書士関連団体の活動を支援することにより、司法書士制度の発展と国民の権利の擁護に努めて参りたいと考えます。

本年が皆様方にとりまして、穏やかで実り多い年になることを心から祈念致しまして新年の挨拶とします。





新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 坂本 秀一朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかな新年を迎えたことをお慶び申し上げます。

また、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の昨年の活動及び本年の予定を本誌面をお借りしてご紹介させていただきます。

現在の青年会会員数は、135名（正会員85名、賛助会員50名）となっており、様々な活動を行っております。

まず、対内的な活動としては、九州ブロック青年司法書士連絡協議会の定時総会及びソフトボーラー大会への参加・座談会（鹿児島市）の開催・忘年会及び研修会の開催と会員の懇親を深める事業への参加、研修会の開催を行いました。研修会については、神奈川から講師をお招きし、法テラスの有効利用について講義していただきました。

対外的な活動としては、例年と同様に更生保護施設、児童養護施設での法律教室の開催を行っています。児童養護施設においては、刑法教室を開催し、刑法がいかに身近な法律であるか知つていただき、児童及び施設からとても好評でした。また、9月に専門士業の青年団体との合同ボウリング大会へ参加しております。7の専門士業が60名ほど参加し、とても盛大に開催され、ご参加の皆様も他士業の方々と懇親を深めることができました。

本年については、1月に生活保護110番の事前研修会の開催、生活保護110番事業への参加、2月から児童養護施設での法律教室、4月頃更生保護施設での法律教室、夏季レクリエーション、その他、座談会（鹿児島市以外）の開催を予定しております。

年度を跨いでしまいますが、現在当会が九州ブロック青年司法書士連絡協議会の執行部の担当会となっており、10月頃鹿児島で定時総会及びスポーツ大会を開催する予定です。また、昨年と同様に専門士業のスポーツ大会も当会が幹事会として開催する予定です。

本年度は、新入会員のサポートと会員相互の懇親を深めることを大きな目的としております。会員の皆様におかれましては、今後の青年会の活動及び発展のため、重ねてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご活躍とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

「年男・年女」アンケート

「年男・年女」の会員から、このコーナーでは、主に次の項目で原稿をお寄せ頂きました。

- ① 氏名
- ② 所属支部
- ③ 最近のマイブームは何ですか？
- ④ 最近嬉しかったことは何ですか？
- ⑤ 司法書士になる前は何をされていましたか？
- ⑥ 司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？
- ⑦ あなたの2019年の目標を教えてください。
- ⑧ あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。
- ⑨ 題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）



亥年（年男）に想う

② 熊毛支部 ① 牧 佐嘉英

③ 最近のマイブームは何ですか？

マイブームと言えるようなものには、特に出会えておりません。

④ 最近嬉しかったことは何ですか？

昨年を表す一文字は「災」でしたが、我が家にとっては「嬉」でした。理由は、娘に待望の子供ができたからです。私にとって、4人目の孫です。

⑤ 司法書士になる前は何をされていましたか？

法務局に41年間勤務しました。

⑥ 司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

高校生の頃は、旅行会社に勤務することが夢でした。公務員試験に落ちていれば、多分その道にチャレンジしたことでしょう。

新婚旅行の行程をJTBに提出しましたが、その期間中、行程の一部に国鉄のストが計画されていたため、迂回路も組み入れた計画にJTBの職員から「完璧ですね」と褒められた（多分、お世辞でしょうが。）経験もあります。

⑦ あなたの2019年の目標を教えてください。

終活を考える年齢です。ゆったりのんびり過ごせるようになりますが目標ですが、行く先を考えると、そろそろ、妻や子供が困らないように身の周りをきちんと整理する手始めにしたいと思います。

⑧ あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

次の亥年、司法書士という職業、残っているでしょうか。残っても主軸は裁判関係かなと思うのですが・・・。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

猪突猛進、自分の性格もどうやら猪年生まれのせいだなと思われる節が大いにあります。仕事の速度はやや速い（？）ものの、ケアレスミスが多い。この悪しき性格は何回年男を重ねても一向に改まる兆しは見えない。反省しきりです。

先日、テレビを見ていると、猪が用水路のようなところに迷い込み、自治体の職員が苦労して山に逃がしてやる場面が映し出されました。心優しき人たちのなんと多いことか、一方、農家の人们はどのような気持ちで見ていたのだろうか。

私の場合も、周りの人たちの迷惑を気付かぬふりして、もうしばらく司法書士業務を頑張っていくしかないような気がします。この性格だけは一朝一夕には変えられないのだから。

誌友の皆様、今年一年、ご指導ご鞭撻、よろしくお願ひします。

亥年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 竹之内 信一

③あなたの健康法は？

朝の散歩（40分位かな、およそ4,000歩）

月に1回から2回のゴルフ

私の体は、上記の方法でケアしていますが、精神すなわち心の問題は、一晩過ぎたら忘れるこことすなわちクヨクヨしないことを心がけています。まかり間違っても私を殺しには来ないだろう、明日がくればどうにかなるだろうと、齢71になると世間を達観している、昨今です。

④あなたの座右の銘は？

忍耐

⑤最近、嬉しかったことは何ですか？

孫が、親を伴わず二人（小学生4年及び1年）東京から帰ってきたこと。

次男が、横浜で司法書士の答練に通いだしたこと。デザイナーをやめられなくて、二束のわらじでどうかなと思いますが、親はこれ以上干渉できない事情があります。

⑥司法書士でなかつたら何の職業についていたと思いますか？

数学の教員かな！親の希望で、本人はわからない。

妻からは、実業家の家計だからサラリーマンは勤まらないとよく言われます。

⑦あなたを動物に例えると何の動物ですか？

犬かな？豆しばを買いたいな一検討中です。

⑧あなたの想像する未来の司法書士像をお聞かせください？

弁護士とか他の隣接職との競合はあるが、司法書士は隙間産業だから何か自分なりにできるこ

とを研究し、顧客の相談とか依頼に答えていけば、することは見つかるはずで、そこそこは食える職業なのではないかと思います。

すなわち、日々研鑽すること及び他人から依頼されたり相談されたり環境を作ることが必要だと思います。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

我々は、定年がないのでだらだら際限なく司法書士の仕事をしている。しかしながら、自分の終活に向けて定年をそろそろ定めたいとの願望をもっている。

しかし妻は、次男が合格するまでは仕事を頑張れと言って、板挟みである。

債券法の改正、親族・相続法の改正と施行日が近づいている。これらの本をとりあえず買ってはみたが、頭の中がカチカチで隙間がないのか、入力がなかなか進まない。来年こそは、購入した本を読み破し頭に叩き込みたいと願う昨今である。

亥年（年男）に想う

②鹿児島支部 ①新村明俊

③最近のマイブームは何ですか？

最近のマイブームは、妻が「霧島アートの森」に勤務していることから触発されたこともあって、美術館・博物館めぐりです。

④最近嬉しかったことは何ですか？

最近嬉しかったことは、11月に、30年前の県庁時代に勤務していた種子島で当時の仲間たちと飲ん方ができたことと、社会福祉士の長女が私の申立てた成年後見の後見人になったことと、長いこと彼女と同棲していた長男がやっと籍を入れる決心をしたことです。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

司法書士になる前は、鹿児島県庁の職員でした。

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

司法書士にならなかつたら県庁職員を続けていたと思います。

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

2019年の目標は、「相変わらず」をモットーに淡々と暮らすことです。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

2031年の司法書士は、もっともっと多くの人から日常的に気軽に利用され、頼られる存在になっていたら素晴らしいと思います。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

この元旦に生後21726日目を迎えました。振り返って想えば、これまで一日も欠かさず生きて

きたことは我ながらすごいなあと思うのですが、実はあんまり特別な感慨はありません。

ところで私は猪肉が大好きです。以前、狩猟を趣味にしておられた登記の依頼人から、登記完了後、猪肉をドーンといただいたことがあります、その旨さにびっくりしました。食べ方は焼肉が一番でした。別に特別の焼き方が必要な訳ではなく、普通の焼き肉プレートで焼くだけです。あと、すき焼きも旨かったです。また機会があつたらぜひ腹いっぱい食べたいと思っています。たまに山のレストランみたいなところでメニューに出ていますが、結構な値段なので腹いっぱい食べるのにはなかなか難しそうですが。

そんな猪肉が大好きな私ですが、猪の穴掘りには困っています。今はほぼ廃墟になっている私の祖父母の家と畠が東市来町の養母（地元では「ヤボ」と呼ばれています）にあり、そこの庭や畠に猪が大小の穴を掘りまくっているのです。特に畠の方はラミーという植物（戦時中、麻のような纖維をとるため栽培し供出していたという纖維の強い植物で「からむし」とも呼ばれています）の根の深くまで猪が掘り起こすので草刈りのときに足を取られるし、ダイコンや玉ねぎを植えようと耕運機を走らせると、耕運機が右へ左へと大きく首振りをするので作業がやりにくくてたまりません。まだ猪に直接出会ったことはないのでいいのですが、新しい穴があるといきなりヤボ（藪）から猪が顔を出すんじゃないかとちょっと怖い気がします。

そう言えば、以前佐多岬に行ったとき、ちょうど佐多岬展望公園の整備工事中で、地元のおばさんと思われる工事の関係者が作業をしておられたのですが、なんとその周りに野生の猪がうろうろしていました。確か猪は夜行性だと思っていたのですが、日中、しかも人間のすぐそばで平然と歩き回っている猪やその猪の横で平然としているおばさんを見たのは驚きました。

60歳になろうかというこの年になっても、まだまだ知らないことはいっぱいあるものです。これからも好奇心をもちながら、相変わらずの日々を過ごしていけたらいいなあと思っています。

亥年（年男）に想う

② 出水支部 ① 尾 篠 伸 幸

③最近のマイブームは何ですか？

昔から落語が好きでしたが、立川志の輔と柳家喬太郎ですね。

④最近嬉しかったことは何ですか？

今年、初孫が誕生すること

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

会社員・塾講師など

⑥司法書士にならなかったら何の職業に就いていたと思いますか？

そのまま会社員かな

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

特にありません。日々充実できれば。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

不動産登記が減り、その他の業務の専門化が進んでいくのでは？

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

今年が特別な1年とは考えていません。ただ、60年も生きてきて、何が出来たのだろうか、振り返りの年にしたいです。

亥年（年男）に想う

② 大島支部 ① 田畠剛俊

③最近のマイブームは何ですか？

特にないですが、最近は時間があれば自宅周辺の草取りや掃除を頑張っています。何も考えず頭を空っぽにして作業すると無の境地のような感覚になります。修行僧になったつもりでやっています。

④最近嬉しかったことは何ですか？

大きな子牛が生まれたこと

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

司法書士になる前は、クロネコヤマトでドライバーをしていました。

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

司法書士にならなかつたら、大工になっていたか、或いは農業をしていたと思います。

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

健康第一で、今年こそは家族との時間をたくさん作りたいと思っています。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

2031年には還暦を迎えます。お客様の話をじっくり聞くことができ、寄り添いながら問題解決ができたり、的確な助言ができるような司法書士になりたいと思います。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

昨年、一昨年と入院しましたが、無事に本年を迎えることができ、とても有難く感じています。子供にも恵まれ、責任の重さもひしひしと感じております。

一人の人間として、また父親として、自分自身や家族と時間をかけて向き合い、互いを尊重し、互いに寄り添える人生を歩きたいと思います。

亥年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 橋 口 文 尚

③最近のマイブームは何ですか？

登山

④最近嬉しかったことは何ですか？

姪が誕生

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

会社員（営業マン）

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

警察官

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

バク転

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

定型的な業務がなくなり、カウンセラー的な業務となる。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

今年の干支、猪のごとく、最近の世の中の変化は凄まじいなと感じますが、今はまだまだ変革のスタート地点かもしれません。

猪が比喩するものはいっぱいありますが、一つだけ挙げるならば、人間を超えていくAI。人間は社会を良くするために大量生産して大量消費を続ける。人間の可能性は無限大。そんな価値観がAIによって一変しそうです。

私は団塊ジュニアの年男ですが、今までの常識で猪突猛進しないよう注意したいと思います。

亥年（年女）に想う

② 鹿児島支部 ① 岩 屋 真理恵

③最近のマイブームは何ですか？

種から花を育てる。

フィギュアスケート観戦（TVで録画したもの何度もみる）

④最近嬉しかったことは何ですか？

夫の再就職

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

河川水や工場排水の水質分析。専門学校の教師（担当科目は化学実験）。

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

人前で話すのが苦手なので、そうでない仕事が良いなあと思います。

水質分析の仕事はとても好きだったので、分析関係の仕事。

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

けがや病気無く、仕事を頑張りたいです。

2018年はけがや病気が続いて大変でした・・・。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

司法書士は、今後AIに取って代わられる資格の有力候補なんだそうです。

予想を覆し、司法書士が活躍できる未来であって欲しいです。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

亥年に生まれて私が思うのは、「卯年とか未年とかだったら、ふわっとした印象で良かったのになあ。猪かい～。」と猪が、ちょっと野性的な感じがして不満です。

亥年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 石塚 健太

③最近のマイブームは何ですか？

スニーカー収集

④最近嬉しかったことは何ですか？

保育園に通っている長男の発表会で、去年と比較して大きな成長を実感したこと。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

アルバイトや県庁の臨時職員

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

会社員

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

ランニングを始める。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

AIの導入による司法書士業務の減少が騒がれているが、来るべき時代に備えて、登記業務だけに偏るのではなく、多種多様な業務を処理でき、その時の依頼者のニーズに応えられるような司法書士でありたいと思います。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

平成24年に司法書士試験に合格し、平成25年8月に司法書士登録してから早5年が経過しました。

この5年間を振り返ってみて、様々な業務を経験させて頂き、色々な方々と接してきましたが、一つ言えることは、世の中「因果応報（カルマ）の法則」で成り立っているということです。

自分の行った行動の結果は、先の人生においてすぐ目に見えて分からなくても、将来必ず自分に返ってくると思います。

日々の業務においてもプライベートにおいても、常に「因果応報」であることを念頭に行動すれば、どう行動すればいいかの指針となり、自ずと人生は向上していくと思うので、常に意識して行動したいと思います。

そして、この5年の間に結婚し、子どもが生まれて、人生の中で一番変動のあった期間でしたが、今までやってこれたのも周りの方々や家族の支えがあったからこそあります。

感謝の気持ちを忘れず、次の亥年も無事に迎えられるように精進していきたいと思います。

本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

亥年（年男）に想う

② 霧島支部 ① 重野巨樹

③最近のマイブームは何ですか？

ゴルフ

④最近嬉しかったことは何ですか？

コンペでドラコンとなりました。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

鴨池の某うなぎ屋厨房と郡元の某温泉清掃の掛け持ちアルバイトです。

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

公務員

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

結婚

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

決済立会業務などはAIが導入されていくでしょうから、大きく変容してると思いますが、全くもって予測不可能です。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

普段特に亥年という事を意識することはありませんが、3回目の年男です。

司法書士資格を取得したのが平成21年ですので、今年で10年。

光陰矢の如し、最近時が経つのが早いと感じるようになりました。

日々を大切に過ごしていこうと改めて想う亥年です。

亥年（年女）に想う

② 鹿児島支部 ① 松 元 奈緒美

③最近のマイブームは何ですか？

炭酸水。メーカーを買ってからはまりました。

④最近嬉しかったことは何ですか？

義母の喜寿祝いをしました。実父・義父ともに60代前半で亡くなつたので、母たちには健康で長生きしてほしいです。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

フリーターでした。

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

よく分かりませんが、定職に就いていたらいいなと思います。

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

毎年の目標ですが、規則正しい生活をこころがけたいです。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

司法書士歴（＝社会人歴）が人生の3分の1となりました。登録当初と比べると司法書士という職業が世間に浸透してきたと実感しています。12年後は、業務がさらに多岐にわたつていると思いますので、司法書士がもっと活躍できることを望みます。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

2019年、平穏な日々を過ごしたいです。

亥年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 中 村 祐 貴

③最近のマイブームは何ですか？

ペットとして飼い始めたハリネズミと遊ぶことです。

④最近嬉しかったことは何ですか？

父・兄・弟と、家族4人でゴルフに行けたことです。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

大学生でした。

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

東京で大学生活を過ごしていたので、そのまま関東圏でサラリーマンをしていたのではないかと思います。

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

仕事とプライベートのオン・オフをはつきりさせて、プライベートの充実を図ることです。プライベートでペットともっと遊びたいです。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

不動産登記・商業法人登記を中心とした、司法書士の基本的な業務スタイルは、あまり変化していないのではないかでしょうか。ただ、ITの更なる進化により、業務の進め方などに大きな変化が生じ、今以上に早くなるであろう時代の変化に対応し続けることができているのであろうかと、やや心配に思います。

その他、遺言や贈与、信託など、相続その他の原因による資産の移転・承継の場面において、事前対策の専門家として、司法書士の認知度や有用度が高まっていると予想します。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

前回の亥年である平成19年の5月に司法書士登録をした私にとっては、亥年は、12の倍数の年齢になるだけでなく、司法書士としての年齢が「一回り」することも意味します。もうすぐ司法書士として「満12歳」になるわけで、子供で考えれば、小学校を卒業するような年齢ですが、私自身はまだまだ半人前で、これからも精進しなければと思います。反面、人生100年時代となれば、まだあと「三～四回り」する位は、司法書士であり続けるかもしれないを考えると、その長さに目の眩む思いもします。

亥年（年男）に想う

② 川内支部 ① 堂 免 公 大

③最近のマイブームは何ですか？

「ウォーキング・デッド」（アメリカドラマ）鑑賞

④最近嬉しかったことは何ですか？

白川郷に行けたことです。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

資格浪人でした・・・。

両親に多大なる迷惑をかけました・・・。

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

天文学者になりたかったです。

数学ができなさすぎて簡単にあきらめてしましましたが、ちょっと後悔しています。

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

健康第一に業務の効率化を図っていきます。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

業務の幅は今より拡がっているかもしれません。

しかし、これまで先輩方が信頼を築きあげてきた現在の司法書士業務に真摯に向き合っていくことが大事だと考えています。

日々勉強です。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

前回の亥年からすると、自分を取り巻く環境が本当に激変しました。

12年という歳月の流れは早く感じますが、やはり12年というだけあって、すごく中身の濃いものであったと実感しています。

私は、大学卒業後、親のすねをかじり尽くす暗黒の資格浪人時代を経て、恥ずかしながら社会人経験をすることなく司法書士業界へ素っ裸で飛び込みました（おかげで多くの方々にご迷惑をお掛けしました。）。以降、「司法書士たるもの」と共に「社会人たるもの」というテーマを常に頭の中に掲げ、これまで自分なりに試行錯誤してきたつもりです。

しかし、私より社会人経験の長い嫁から「まだまだ甘い」とお叱りをいただく度、「この業界に飛び込む前に社会人経験していたら、他の業種もいくつか経験していたら、もっといろんな視点から物事を捉えられる司法書士になっていたんじゃないかな」といつも考えさせられます。この会報「司法書士かごしま」に、会員の方の前職について紹介しているコーナーがたまにあります。そのコーナーを読むと「自分にはない経験をされてきているなあ」と尊敬すると同時に、正直うらやましく思えてきます。

とはいっても、今さら後悔しても遅いので、まずは「今自分に足りないもの」を素直に受け止め、今後自分の理想像に少しずつでも近づけるように一日一日を大事に過ごしていきたいものです。

亥年（年男）に想う

② 鹿児島支部 ① 宮 原 慎 吾

③最近のマイブームは何ですか？

ゴルフ

④最近嬉しかったことは何ですか？

休肝日を多く設けることが、以前よりも苦にならなくなってきたこと。

⑤司法書士になる前は何をされていましたか？

パラリーガル

⑥司法書士にならなかつたら何の職業に就いていたと思いますか？

個人投資家

⑦あなたの2019年の目標を教えてください。

去年よりも多くの本を読みたい。

⑧あなたの想像する2031年（次の亥年）の司法書士像をお聞かせ下さい。

裁判業務（民事・家事・刑事）において、今より幅広く代理権が認められ、伸び伸びと裁判業務が出来ている（希望）。

⑨題「亥年に想う」自由作文（1000字以内）

平成31年現在、司法書士試験に合格して丸10年になります。このことからもお分かりいただけるかと思いますが、12年前の私は、働きながら受験勉強に勤しむ兼業受験生でした。

それが今では、生涯の伴侶を得て、2人の子宝（息子7歳・娘5歳）にも恵まれました。

妻と喧嘩をしては仲直りしたり、子ども達を叱っては褒めたり、と目まぐるしい日々を送っていますが、将来、振り返った時、このような時間が、実は平穏で、一番充実していて幸せな時間だった、と思えるのかもしれません。

ところで、先日、公私共にとてもお世話になっている方より、「妻の声、昔ときめき、今動悸、時の流れは残酷だよ。」とのご助言を賜りました。はたして、12年後の猪年（48歳）ではこのような現実が待っているのでしょうか。

このようにならないために、私には何が出来るのでしょうか？

ここで、12年前の自分を振り返りつつ、現在の悩みについて、真正面から向き合ってみました。

イ 12年前の悩み → どれだけ勉強したら、どんな勉強をしたら試験に受かるのだろう。このまま受からないのではないか。

ロ 現在の悩み → いつまでも、妻の声にときめきを覚えることができるのか。そして、妻の声を聞くたびに、動悸が来ないようにするために、今後、どのような生活を送らなければならないのか。

と、ここまで考えてみましたが、もう既に、妻の私を呼ぶ声のトーンによっては、動悸がする自分がいることに気付きました。

確かに、経験則に照らして、妻との関係において、時の流れは残酷な一面も多分にあるとの可能性乃至蓋然性を強く否定する事は相当ではないと解されるものと思料いたします（妻との今後の関係もありますので、言い回しが非常に回りくどくなっていますが、ご容赦ください（笑））。

しかし、時の流れによって最愛の子ども達に出会うことができました。併せて、妻は子ども達にとって最良の母親となってくれました。

12年後の猪年、私は、どのような残酷な現実と向き合い、そして、何を得ることができているのか、怖さ半分、興味半分の境地です。

司法書士としてはまだ未熟な私です。できることなら、12年後の私は、自分のことを「プロフェッショナル」と胸を張って言える、司法書士としての自信と実績を会得できていればと思います。

（もちろん、ときめきも忘れずに。）



九州ブロック青年司法書士連絡協議会ソフトボール大会・定時総会・研修会に参加して

鹿屋支部 杉木 悠太

去る平成30年10月13日及び14日に宮崎にて開催されました、九州ブロック青年司法書士連絡協議会ソフトボール大会・定時総会・研修会に参加してきましたので、ご報告します。

私は、本年度登録したばかりであり、正直なところ参加を迷っていたのですが、先輩方のお取り計らいにより、申込締切日を過ぎていたにもかかわらず参加することができました。この場を借りて御礼申し上げます。

さて、当日13日は、ソフトボール大会から始まりました。各県を2リーグに分け、各チーム2試合を行い、リーグ上位2チームが決勝と3位決定戦に進出するというルールです。また、円滑進行のための時間制限や、女性も参加しやすいような特殊ルールなど、大会独自のルールもありました。鹿児島県会からは、会員13名に全青司の石川会長を加えた14名が、決勝進出を目指し奮闘しました。

初戦は佐賀チームとあたり、点を取っては取られての乱打戦となりました。お互い一步も引かず、制限時間いっぱいまで競り合いましたが、鹿児島チームは惜しくも敗れてしまいました。

続く二戦目の長崎チームとも点の取り合いとなりましたが、疑惑の判定（？）により鹿児島チームは劣勢となってしまいました。それでも勝利を目指し、最終回に打線爆発、打者一巡の猛攻で追い上げました。しかしながら、それまでについた点差が大きく、またしても惜敗でした。

結果として、鹿児島チームはリーグ戦で敗退となってしまいましたが、チーム一丸となってとても楽しい時間を過ごすことができ、いい思い出を作ることができました。

その日の夜は宮崎観光ホテルにて懇親会でした。来賓含め百名近くの参加者がいたのではないかでしょうか。私は、まだこのような会で他県の方と交流したことはなかったので、いい経験をさせていただきました。また、数か月前まで共に新人研修・特別研修を受けていた同期とも再会でき、近況の情報交換をすることができたなど、有意義な時間を過ごすことができました。

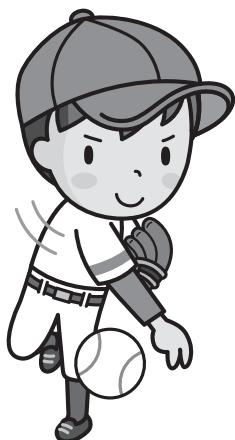
翌14日は、定時総会からのスタートでした。議事は滞りなく進行し、無事に総会は終了しました。議案の中で、平成30年度の九州ブロック連絡協議会役員として、坂本会長を筆頭に、鹿児島県会より役員・事務局が選任されました。みなさん日々の業務でご多忙の中、担当会としての会務まで行うのは大変でしょうが、陰ながら応援させていただきます。

総会の後には、宮崎の公証人による研修会が行われました。録音・録画は禁止という前置きがされ、どのような講義がされるのかと身構えてしましましたが、実務経験に基づく考え方やアドバイスを、実例を交えながらお教えいただき、大変ためになる講義でした。

研修会終了後は、役員引継ぎが行われ、無事に全日程が終了しました。

以上2日間、九州ブロック青年司法書士連絡協議会ソフトボール大会・定時総会・研修会に参加して、大変有意義な経験をさせていただきました。運営に携われた旧役員・事務局の皆様、宮崎県会の皆様には厚く御礼申し上げます。また、参加された皆様もお疲れ様でした。

そして、次回は鹿児島での開催になるとのことです。まだ先の話ではありますが、役員・事務局の皆様中心に、きっと今回以上に盛り上がる大会を開催してくださると思いますので、今から楽しみにしますとともに、微力ながら応援させていただきます。



「委員会だより～法教育推進委員会～」

Q 1. 委員会のメンバーを教えてください。

委員は、重野巨樹、内田大介、本健二、松元奈緒美、湊美江子、大坪恵美、木藤貴文、濱川真美、天達周二、山本豪太です（順不同・敬称略）。



Q 2. どんな活動をしているのですか？

本委員会に冠する、「法教育」とは「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に着けるための教育」であり、知識型の教育ではなく、「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える指向型の教育」、「社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育」の事を意味します。

現在の主な活動は、小学校高学年を対象とし、上記法教育を推進するため法律教室の開催を企画、実施しております。

Q 3. 委員会活動で苦労したこと・大変なことは何ですか？

二つあります。一つ目は開催校の確保。県内各市町村教育委員会への開催校打診は続けていますが、そこからの実施にはつながっていません。毎年、各委員の人脈を頼りに各学校への個別アプローチによって開催校を確保しているのが現状です。本委員会の活動が広く認識されるまで地道に続ける他ありません。

二つ目はマニュアルの改善。現在、紙芝居「解釈のちから」という教材を使用しております。児童、そして小学校側によりわかりやすく伝えるため、この教材のマニュアル導入部分、まとめ部分をいかに改善するかという議論が尽きません。

Q 4. 委員会に入って良かったことはありますか？

法律教室を開催した後に、アンケートをとるのですが「法律に興味を持ちました。もっとよく調べてみたいです。」「教室をしてくれた司法書士の人達の話がとてもわかりやすかった。」などの回答があった時は、良かったと思います。

Q 5. 法教育推進委員会として新しい活動はありますか？

新教材「相談のちから」が作成されました。前記「解釈のちから」に比べ、より講師であ

る司法書士の講義スキルが要求されるような内容になっております。複数の講師が専門家（長老、戦士、法専門家、コンサルタント、ミュージシャン、役人、占い師、魔法使い）の役をし、児童に相談のロールプレイングをさせます。高校生の消費者教育教室と違った難しさがあります。実施に備え、入念な準備が必要です。

Q 6. 今後、やりたい活動などはありますか？

小学校の夏休みに親子法律教室を開催したいです。計画はかなり前からあるのですが未だ実現されておりません。



事務局新入職員紹介

①氏 名 中 村 智 美

②出 身 地 鹿児島市

③趣 味 キャンプ・温泉、美味しい鶏刺し屋を探すこと

④自己紹介 平成30年6月に事務局職員として入職しました。現在、鹿児島支部と政治連盟の事務、福祉医療機構・住宅金融支援機構への報酬請求や研修会の単位付与等を担当しております。よろしくお願ひいたします。

⑤会員の皆様にお伝えしたいこと

会員の皆様には、日頃より大変お世話になっております。まだまだ至らぬところが多く、ご迷惑をおかけしておりますが、今年は年女ですので、イノシシ年らしく、前進に努めてまいります。何卒よろしくお願ひいたします。

新 入 会 員 紹 介



①氏 名 中 村 健 二

②事務所所在 南九州市頬娃町郡1616番地

③入会年月日 平成30年7月9日

④出 身 地 南九州市頬娃町

⑤趣 味 無趣味な私ですが、強いていえばテニスです。これから農業の勉強をして、菜園などをできればと思っています。

⑥司法書士になる前の仕事 法務局に定年まで勤めました

⑦自己紹介 公務員を定年退職後、還暦を過ぎ、長年の念願でありました郷里で自営業にスタートを切りました。分からぬことが多い、先輩の先生に教えを請うこともしばしばですが、意欲だけは若いときと変わりません。

⑧今後の抱負 年を食っている分、それなりの経験がありますので、それを生かし、さらに精進して地元の人に頼られる司法書士を目指して頑張りたいと思っております。若くない新人ですがよろしくお願ひします。



①氏　　名　　上　村　華　代
②事務所所在　鹿児島市照国町13番41号
③入会年月日　平成30年8月6日
④出　身　地　霧島市
⑤趣　　味　　特に趣味といえるようなものではなく、休日はゆっくりして自然散策、神社・寺めぐり、温泉

⑥司法書士になる前の仕事　　大学生

⑦自己紹介　　八月に入会しました、上村華代と申します。とにかく自然が好きです。山菜取り、魚釣り、山登り、畑仕事なんでもやります。最近のお気に入りは冠岳です。11月は三回登りました。紅葉が本当に綺麗でした。

⑧今後の抱負　　司法書士としてまだまだ半人前の私ですが、先輩に指導していただきながら頑張っています。信頼してもらえる司法書士になれるよう、努力します。



①氏　　名　　大川内　琢　爾
②事務所所在　出水市野田町上名385番地3
③入会年月日　平成30年9月4日
④出　身　地　出水市
⑤趣　　味　　家庭菜園（トマト、スイカなど）

⑥司法書士になる前の仕事　　コンピューターソフトウェアのエンジニアをしていました。映像配信制御装置や携帯電話（基地局側）に利用されるソフトウェアの開発などに携わりました。現在と私が会社に在籍していた数年前とを比べると隔世の感があり、技術の進歩のスピードはとても速いと実感しています。数年後はどのようにになっているか楽しみです。

⑦自己紹介　　出水支部の大川内と申します。たくさんの方々のご協力をいただきながら進んできました。この場を借りて感謝申し上げます。

⑧今後の抱負　　ひとつずつ丁寧に取り組み、こつこつとできることを増やしていきたいと思います。日々の成果は小さくとも、懸命に努力を積み上げてゆけば、いつか良い仕事ができるようになると思っています。道のりは長いですが、努力してまいります。どうぞご指導賜りますようお願い申し上げます。



- ①氏 名 田 中 朗
- ②事務所所在 姶良市東餅田540番地2
- ③入会年月日 平成30年10月 9日
- ④出 身 地 姶良市
- ⑤趣 味 読書 中世山城の探索 座禅
- ⑥司法書士になる前の仕事 公務員 運送業 介護事務員 清掃業 フリーター
- ⑦自己紹介 檢察庁に入庁、当初は副検事を目指すも、ドラマ「HERO」に影響され退職し、福岡で10年間、旧司法試験の受験生活を送る。その後、社会福祉法人で働くも職場を牛耳る労務担当と対立し解雇される。そんな経験の上に生きています。
- ⑧今後の抱負 全く仕事も多くないので、補助者歴なしのため、毎日調べ事ばかりで一日が過ぎてしまいます。業務の迅速化を図りたいです。

鹿児島県司法書士会 会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命ください。

火災保険

自動車保険

個人年金保険

収入保障保険

司法書士賠償責任保険

個人情報漏洩保険(サイバー攻撃対応)

業務災害補償保険(使用者賠償責任補償)

損害保険・生命保険 代理店

有限会社 AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

tel:099-264-6164 fax:099-264-6684

NEW

平成
30
年版

一般社団法人 商業登記倶楽部編

商業・法人登記実務相談事例 2000問+200

特徴①

一般社団法人商業登記倶楽部の実務相談室に寄せられた商業・法人登記に関する相談事例と回答の中から、重要な事例を約2200問セレクトしました。

特徴②

各事例、分野別、年度別に収録。添付CD-ROMの検索ソフトを利用すれば、自由なキーワードで目的の相談事例を瞬時に検索することができます。



平成30年
12月3日
発売!

平成30年8月までの相談事例約200問を追加して2200問になりました!様々な相談事例が満載です。



価格・ご注文方法はホームページよりご確認ください



司法書士システム“権”

最新機能
の
紹介

司法書士のための予定チェック機能を搭載!

POINT!

●案件カルテ(受託調書)に登録した予定を、指定期日で一覧表示できるようになりました。「いつ」「どこで」「どういった」予定があるのかボタン一つで確認できます。本人確認、立会、申請等の漏れのない予定管理にお役立ていただけます。

●予定内容を限定したり、担当者や依頼者などを絞り込んでチェックすることも可能です。また、一覧に表示する項目はカスタマイズ出来ますので、お好みに合わせた運用が可能です。

事務所のホワイトボード
を“権”に!

| 予定日 | 開始時刻 | 場所 | タイトル | 担当者 | 関与者(主) |
|---------------|-------|----------|------|--------|--------|
| 日時 | 14:00 | CC銀行 新宿 | 金済契約 | リーガル良子 | 藤原太郎 |
| 2018/10/07(日) | 10:00 | AA銀行 法人部 | 予定 | リーガル四郎 | 山本陽一 |
| 2018/10/07(日) | 14:30 | AA銀行 渋谷 | 立会 | リーガル二郎 | 福田幸夫 |
| 2018/10/09(火) | 10:00 | BB銀行 新宿 | 立会 | リーガル一郎 | 吉田春子 |
| 09/09(火) | 13:30 | | 登記申請 | リーガル一郎 | 吉田春子 |
| 1(木) | | | 登記申請 | リーガル一郎 | 山本陽一 |
| 10/15(火) | 10:00 | | 金済契約 | リーガル四郎 | 中島浩一 |
| 17(木) | | | 登記申請 | リーガル一郎 | 中島浩一 |
| | | | 立会 | リーガル一郎 | 佐藤健一 |
| | | | 登記申請 | リーガル二郎 | 福田幸夫 |



不動産取得税概算計算・
固都税按分計算機能



レターパック追跡機能



Google カレンダーと
連携

※不動産取得税は、地方税法等に基づいた概算額となります。最終的な納付額は、県税事務所や税理士等の専門家にご確認ください。

【開発元】



法律とコンピューター

株式会社リーガル。

本 社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494

福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第3ビル 6F TEL 092-432-9078

<http://www.legal.co.jp/>

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95

TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

長年、司法書士業務支援システムに
たずさわってきたからこそ、できるさまざまな工夫が、

HITACHI
Inspire the Next

サムポローニアの 高い顧客満足度につながっています

「効率性」

「正確性」

「安全性」

サムポローニアの特長はこの3つに集約されています。

司法書士の仕事を考えた場合、これらを徹底してシステム化することがどれほど重要な
おわかりいただけると思います。

優れたシステムを活かすのは、優れたサポート。

システムだけでなくパソコンや複合機、セキュリティ機器の導入からその後の運用まで
トータルでサポートいたします！

サムポローニアを導入していただくことだけが、当社の役割ではありません。

システムを十分使いこなし、司法書士業務を効率化していただくことが当社の使命と考えています。当社でご購入いただいた情報機器についても、導入からその後設定、不具合のご相談までしっかりとサポートいたします。



システムラインナップ

| | | |
|-------------|------------|-----------------------|
| 受任管理システム | 事件管理システム | 登記情報管理システム |
| 権利登記システム | 相続財産管理システム | マンション登記システム 表示登記システム |
| 商業・法人登記システム | 請求会計システム | 成年後見システム |
| 裁判業務システム | 債権譲渡システム | 動産譲渡システム 休眠抵当利息計算システム |

2つの選択、クラウド型とパッケージ型。

情報セキュリティの面で安全性が高いことなどから、クラウドサービスが注目を集めています。

サムポローニアは司法書士向け業務総合支援システムとしては、はじめてクラウド型システムをご提供しました。

事務所のニーズに合わせて、クラウド型とパッケージ型からお選びいただけます。

The Pro-firm System Series
サムポローニア®8
CLOUD

個人情報を取り扱う司法書士事務所にとって、情報セキュリティは極めて大きな問題です。サムポローニアのクラウド型システムは、重要なデータがすべて外部のデータセンタに保管されるため、災害によるデータ紛失やパソコン盗難による情報流失のリスクを抑えることができます。またデータを共有できるので複数拠点で同時利用や外出先でのモバイル利用が可能となり、利便性が向上します。

The Pro-firm System Series
サムポローニア®8

パソコンにサムポローニアをインストールする従来型のシステムです。登記情報管理システムや相続財産管理システム、成年後見システム、請求会計システムなど、サムポローニア8のすべてのシステムがラインナップされています。事務所の仕事内容の変化に合わせて、段階的に導入することができます（クラウド型も同様）。

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

サムポローニア本部 営業部 TEL.03-5780-6978

営業所：東日本営業所／名古屋営業所／西日本営業所／九州営業所

◎ 株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

販売店 株式会社 さかのうえシステム 〒899-5653 鹿児島県姶良市池島町1 9番地3

電話番号 0995-70-0299

折込方式 登記識別情報 対応商品



特許取得済

登記識別情報通知書専用封筒

封筒内部にストッパー加工されており、識別情報通知が下に落ちません。
従来の権利書用の表紙やファイル等に収納頂けます。

封筒サイズ：293×215 mm（ペロ部分を除く）

1袋 100枚入

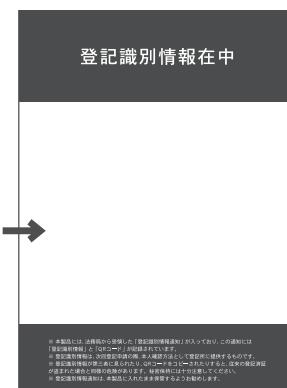
6,100 円（税抜）

商品No.2002 ソフトグリーン
商品No.2005 ソフトブルー
商品No.2006 ソフトオレンジ

名入印刷は 1,000 枚より
承っております。（無料）



157R



157S

識別情報通知専用ビニール

識別情報通知を収納する為の専用ビニール袋です。

開封前の通知書はそのまま収納出来ます。

開封後はプロテクトシートの併用をお勧めします。

両面に注意書きの印刷が施されており、全て横入れです。
他の用紙と合わせて使いやすいサイズになっております。

商品No.157R（上部注意書き入り）
1袋 100枚 3,000円（税抜）

商品No.157S（上下注意書き入り）
1袋 100枚 3,600円（税抜）

商品No.157W（上下注意書き入り / 縫じ代（15mm）付）
※こちらに対応する表紙は商品No.518WG 特大サイズのみです。
デザインは 157S と共通になります。

1袋 100枚 3,600円（税抜）

プロテクトシート フィルムタイプ 1袋 10シート（80枚入）2,400円（税抜）

シートの周りを透明化することにより、貼る位置を目視でき正確に貼ることが可能になりました。

ミシン目部分以外（透明部分）は従来の二重構造とは異なりますので、剥がせません。

法務局と同様にミシン目方式を探用し、「登記識別情報番号」と「QRコード」の部位にはシートの粘着部分が付着しない構造になっております。

※従来のシール封印タイプの通知書には対応しておりません、ご注意下さい。

サイズ 150 mm × 33 mm（窓部 130 mm × 21 mm）

No.345 桐マーク入り



ここからゆっくり剥がしてください。透明部分は剥がすことができません。

No.346 無地



ここからゆっくり剥がしてください。透明部分は剥がすことができません。

名入れ印刷（黒文字 / 白文字）は、800枚（税抜 48,000円）より承っております！

HSC
hourei shoshiki center

ご不明な点等御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい！
法令書式センター大阪営業所 <http://www.hourei-sc.co.jp>

〒530-0037 大阪市北区松ヶ枝町1番3号2F TEL 06-6358-2926 FAX 06-6358-6486

広がり続ける
司法書士業務に
システムと機能で
鹿児島から革新を！

26年の
実績！

“市民の身近な法律家”
司法書士に欠かせない
“身近”な司法書士業務支援システム

司法くん®

鹿児島生まれの
司法書士業務支援システム
司法くん®

2つの
POINT!

開発から販売まで一貫！
圧倒的なコストパフォーマンス！

代理店を通さず、メーカーが直接ユーザーに販売するので、余分なコストがかからず、リーズナブルな価格を実現しました。

サポートも鹿児島拠点なので
いざという時にも安心です！

専門の知識を持った専属のサポートスタッフが、鹿児島本社に常時待機。急なトラブルの際にも即対応することができるので安心です。

JR鹿児島中央駅前の
南国センタービル内のフロアで、
開発から販売、サポートまで
一貫して行っています。



詳しくはHPをチェック！ システム別のデモ動画公開中！

HPはスマホ対応！お客様の声、多数掲載！



フリーダイヤル [通話料無料] 携帯電話・スマートフォンからの
お電話は099-297-5101まで

0120-968-818 月～金曜日
(祝祭日除く) 9:00～17:30

メールからもお問合せいただけます。✉ p-siho@pyxos-jk.co.jp

司法くん

司法くんのFacebookページも情報が満載です！

■開発・販売・サポート



| 本 社 | 〒890-0053 鹿児島市中央町18番地1 南国センタービル tel.099-297-5100 (代)
| 東日本支社 | 〒108-0074 東京都港区高輪3-24-18 高輪エンパイヤビル tel.03-6277-0560
| 西日本支社 | 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4-19 マニュライフプレイス堂島 tel.06-6131-8810

相続 シ管 ス理 テム

約10分でシステムを徹底解説！



お手持ちのスマホ・タブレットから
左記 QR コードを読み取ると
動画が再生されます。

パソコンでのご視聴は、[相続管理システム](#)

検索

デモ動画
配信中！

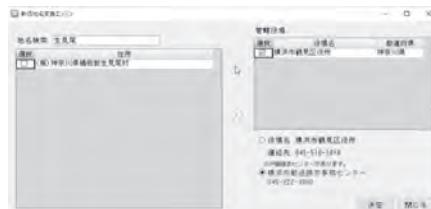


新旧地名変換エンジン

戸除籍等に記載されている古い本籍地から、

現在の管轄役所を瞬時に特定！

明治～現在の全国の地名を網羅し、どこの市区町村でも一発変換！



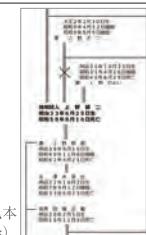
家系図作成システム

WordやExcel、Visioではなかなか思い通りの相関図が描けずにイライラしたこと、ありませんか？

単体でも導入可能！

相関図/法定相続情報一覧図/親族図がこれひとつ！

思い通りに図が描ける”新発想”の家系図作成ツール



相談案件が受託に繋がる

より良い提案

- 面談のその場でキレイな相続診断書を作成！
- 財産分割／小規模宅地減額／二次相続／暦年贈与がある場合の相続税 4つのシミュレーションに対応！



遺産承継管理

戸籍や残高証明書等の立替払い金もまとめて管理

贈与管理

不動産等の暦年贈与の管理にも対応！



法定相続分
財産分配案も
自動計算



各相続人にかかる相続税額も
考慮して遺産分割協議の配分を計算

株式会社ビービーシー BBC

ビービーシー

検索

TEL. 03-5909-5772

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階

東京
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

【好評図書のご案内】



新・株式会社の登記実務

145問と書式解説

吉岡誠一 著 2018年10月刊 A5判 1,032頁 本体9,500円+税

- 登記申請書や添付書面を多数収録。充実した解説による、関係者の必携書。具体的な設問と明確な根拠が記載されているので、自分で条文や先例を確認する手間もなく、必要な事例を目次から探すだけで業務がスムーズに行える。改正省令による株主リスト書式添付など重要事項を詳説。



司法書士目線で答える 会社の法務実務

株式・株主関係実務から契約関係実務、予防法務まで企業法務全般を解説

堀江泰夫 監修 早川将和 編著 日本組織内司法書士協会 著

2018年11月刊 A5判 328頁 本体3,200円+税

- 実際に企業で法務実務を担う司法書士及び司法書士資格者が執筆。登記業務だけでなく、企業のパートナーとなるための必読書。
- 企業法務の周辺分野について、全般的かつ法律的に解説した類のない一冊。
- 一問一答式で、問題に対する答えとその解説で構成。



第2版 相続財産の管理と処分の実務

一般社団法人 日本財産管理協会 編 2018年9月刊 A5判 476頁 本体4,200円+税

- 司法書士が担う、規則31条1号の附帯業務としての財産管理業務について、法的根拠を分析・解説。委任契約による任意の相続財産管理人、遺言指定による遺言執行者、各種相続財産管理人、不在者財産管理人等の具体的な実務を詳説。H28.12.19最高裁大法廷決定、債権法・相続法改正対応の改訂版。



新訂 設問解説 相続法と登記

幸良秋夫 著 2018年11月刊 A5判 736頁 本体6,600円+税

- 169問の設問を交えながら、具体的な実務を体系的に解説。旧民法・応急措置法における相続や、外国人に関する相続登記についても解説。根拠となる判例・先例を500以上収録し、重要なものについては要旨まで掲載。相続法改正等近時の法改正を踏まえた8年ぶりの全面改訂版。



Q&A 不動産の時効取得・ 瑕疵担保責任に関する法律と実務

占有・援用・登記・売買・契約不適合・現況有姿

末光祐一 著 2018年8月刊 A5判 712頁 本体6,700円+税

- 取得時効について、様々な類型に分類し、判例・先例・実例を踏まえ解説。登記手続や訴状作成における請求の趣旨についても解説。不動産売買における物理的・法的瑕疵から心理的瑕疵までを、多数の判例を踏まえ解説。民法<債権法>改正についても、新旧条文比較表を用いながらポイントを解説。



日本加除出版 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo

写 真 大 募 集 !!

会報「司法書士かごしま」では、表紙に掲載する写真を募集します！

会報は、8月頃（定時総会特集号）と1月頃（新年号）の年2回発行しております。例年、発行時期の季節を感じることのできる写真を中心に掲載しておりますが、募集する写真ではテーマに制限を設けませんので、どしどしご応募下さい！

なお、写真のご応募は、事務局又は会報担当者までお願いします。

会員の皆様の自信作、心よりお待ちしております！！

【表紙写真解説】

今号の表紙写真は、川内支部の堂免公大会員より提供していただきました。

昨年の大河ドラマ「西郷どん」のオープニングにも登場した、南大隅町にある「雄川の滝」を撮影されたものです。荒々しい岩壁と碧色の滝壺が作り出す絶景からマイナスイオンを感じとれそうな癒しの一枚となっています。

素敵な写真を御提供いただき誠にありがとうございました。

【編集後記】

今回の「司法書士かごしま」新年号はいかがだったでしょうか。

今号では、前号からスタートした「委員会だより」企画の第2弾ということで、法教育推進委員会の皆様に委員会の紹介をしていただきました。委員会活動の様子や委員会の会員にしか分からない苦労話などを知れる良い企画になっておりますので、今後も第3弾、第4弾と続けていければなと思っています。

今号の発行にあたり、お忙しい中原稿をお寄せくださった皆様にこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

発行担当：広報委員会 会報班

委員長 堂免公大／委員 田中喜久／委員 益崎広樹／委員 福嶋哲平

委員 水俣修一／委員 佐藤優希

※会員個人の寄稿は、個人の意見を尊重しそのまま掲載しております。 寄稿の内容について、発行者が関与するものではありません。

発行年月日 平成 31 年 1 月 31 日

発 行 所 鹿児島市鴨池新町1番3号
司 調 センタービル3階
鹿 児 島 県 司 法 書 士 会
TEL(099)256-0335

印 刷 所 株式会社 プリンティング三州

話し合いで
解決しませんか？

鹿児島県司法書士会調停センター

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

ADR (A l t e r n a t i v e D i s p u t e R e s o l u t i o n) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

手続実施者報酬・合意成立手数料
無料キャンペーン

平成30年4月 1日～
平成31年3月31日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
ADR実施手数料のうち、手続実施者報酬と合意成立手数料が
無料でご利用いただけます。

（申立事務手数料10,800円はご負担いただきます。）
ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

ご近所と騒音で
トラブルになっている…

アパートの借主が
家賃を
払ってくれない…

友人に
貸したお金が
返ってこない…

数ヶ月前から
会社が給料を
支払ってくれない…

大家さんが
敷金を
返してくれない…

近所の飼い犬に噛まれ
ケガをしたが
治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない・・・



あなたのお悩み、話し合いで解決しませんか



お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

メール：jdk05735@nifty.ne.jp

H P：<http://www.shihou-kagoshima.or.jp/>

